

## 佐市観協公告第1号

条件付一般競争入札を執行するので、一般社団法人佐賀市観光協会定款第51条の規定により次のように公告する。

令和4年2月15日

一般社団法人佐賀市観光協会  
会長 牛島 英人

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和4・5年度ふるさと納税寄附受納支援業務委託
- (2) 契約期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

### 2 委託業務の概要

- (1) 寄附受納書等の作成及び発送業務
- (2) ワンストップ特例申請業務及び名寄せ業務
- (3) 寄附者からの問い合わせ等に関する業務

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 佐賀市における令和3～5年度入札参加資格審査の結果、システム開発・保守・維持及びその他の情報処理関係の分類について資格があると認められた者であること。
  - イ 佐賀市内に本店を有していること。
  - ウ 個人情報及び特定個人情報保護の観点から、プライバシーマーク（PMS）又はISMSの認証を取得していること。
  - エ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと。
    - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
    - (ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
      - a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
  - (x) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
  - (y) (ア)から(x)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
  - オ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。）による指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。
- (2) 入札参加資格を有する者が、(1)アからエまでに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、(1)オに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなるときは、その者は、入札に参加できない。
- 4 入札参加申請書等の提出方法
- 入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札（以下「申請及び入札」という。）を同時に行わなければならない。申請及び入札は、(2)に掲げる提出書類を(4)に掲げる提出先に直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。
- (1) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (2) 提出書類
- 本業務名と会社名を記入した封筒（以下「外封筒」という。）に入れるもの
  - ア 条件付一般競争入札参加申請書
  - イ プライバシーマーク（PMS）又はISMSの認証取得の写し
  - ウ 資本的関係・人的関係調査票

エ 入札書及び入札単価規格別内訳表（令和４年度経費を計算すること。以下同じ）を入れた封筒（以下「中封筒」という。）ただし、中封筒には本業務名と会社名を記入し、のり付けして封印すること。

(3) 提出期限 令和４年２月２８日（月）午後３時必着

(4) 提出先 郵便番号８４０－０８２６

佐賀市白山二丁目７番１号 エスプラッツ２階  
佐賀市観光協会ふるさと納税課

#### 5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、入札参加申請者のうち入札に参加する資格のない者への連絡は、令和４年２月２８日（金）午後４時までに電話により行う。この場合において、４の第１項の規定により入札参加申請と同時に行われた入札は、無効とする。

入札参加申請者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

#### 6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和４年２月２８日（月）午後６時

(2) 場所 佐賀市白山二丁目７番１号 エスプラッツ２階  
佐賀市観光協会 観光交流プラザ

#### 7 仕様書等の交付方法及び期間

(1) 交付方法 本会ホームページに掲載する。

(2) 交付期間 本公告日から令和４年２月２８日（月）まで

#### 8 仕様書に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和４年２月２１日（月）午後５時

(2) 質問先 佐賀市観光協会ふるさと納税課

電子メールアドレス furusato@sagabai.com

(3) 回答方法 令和４年２月２２日（火）までに電子メールにより質問者に回答するとともに、佐賀市観光協会ホームページにおいて公表する。

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の１００分の１０（契約金額が１，０００万円を超える場合は、１，０００万円までは１００分の１０、１，０００万円を超える部分については１００分の７）以上の金額とする。ただし、佐賀市財務規則第１０４条第２項各号のいずれかに該当する場合は、全額を免除し、又は一部を減額する。

#### 11 予定価格

公表しない。

#### 12 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 4 (2)に掲げる提出書類を提出しない者
- (4) 入札書に本委託業務名とは異なる業務名を記入した者
- (5) 入札書に本委託業務名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない者
- (6) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (7) 1人で2以上の入札をした者

### 1.3 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、本会及び佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和2年12月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

### 1.4 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵送方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、「ふるさと納税寄附受納支援業務委託に係る競争入札実施要領」の規定による。

- (2) 問合せ先

佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階

佐賀市観光協会ふるさと納税課

電話 0952-20-1107

令和4・5年度ふるさと納税寄附受納支援業務委託に係る申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人佐賀市観光協会（以下「本会」という。）が実施するふるさと納税寄附受納支援業務（以下「本業務」という。）の委託契約の締結については、透明性、競争性及び公正性を確保するために、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(入札方法)

第2条 本会は、本業務について申込同時入札に付するものとする。

(公告及び公表)

第3条 本会は、定款第51条規定に基づき公告するものとする。

2 前項の公告は、本会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において掲示する。

(一般競争入札参加資格)

第4条 申込同時入札に参加できる者は、公告で定める要件を全て満たす者とする。

(入札参加申請及び入札の同時実施)

第5条 入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札（以下「申請及び入札」という。）を同時に行わなければならない。

2 前項の申請及び入札を行った者（以下「入札参加申請者」という。）は、入札を辞退することができない。

(申請及び入札)

第6条 申請及び入札は、第3項に定める提出書類を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）又は直接持参で提出すること。

2 提出書類の提出期限及び提出先は、公告で定める。

3 申請及び入札に必要な提出書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札参加申請書

(2) 入札書

(3) 入札単価規格別内訳表（令和4年度経費を計算すること。以下同じ）

(4) その他公告で定めるもの

4 入札参加を希望する者は、申請及び入札を行うに当たり、公告された申請書、入札書及び入札単価規格別内訳表の様式を使用し、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 申請書には、必要事項を記入すること。

(2) 入札書には、入札金額（金額については「別紙のとおり」と表記すること。）、本業務名、日付、会社住所、会社名及び代表者氏名を記入し、代表者の印鑑を押印すること。この場合において、入札書の日付は、開札の日を記入すること。

(3) 入札書の入札金額は、別記様式〔ふるさと納税寄附受納支援業務 入札単価規格別内訳表〕に次の要領で記載すること。

i) 「(ア) 寄附受納書・ワンストップ特例申請書の作成及び発送業務」の規格の1件当たりの単価(送料・消費税を含まない金額)及び1件当たりの単価に令和5年3月31日までの見込件数を乗じて得た額を記入すること。

ii) 「(イ) ワンストップ特例申請受付業務および名寄せ業務」の規格の1件当たりの単価(消費税を含まない金額)及び1件当たりの単価に令和5年3月31日までの見込件数を乗じて得た額を記入すること。

iii) 「(ウ) 寄附者からの問い合わせ等に関する業務」の規格の令和5年3月31日までの期間内の金額(消費税を含まない金額)を記入すること。

iv) ①～④の合計金額(消費税を含まない金額)を記入すること。

v) 消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約にあたっては入札書に記載した金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(4) 入札書及び入札単価規格別内訳表は、本業務名と会社名を記入した封筒(以下「中封筒」という。)に入れ、のり付けして封印すること。

(5) 中封筒に入れていない提出書類(次号において「参加申請書等」という。)及び中封筒は、本業務名と会社名を記入した封筒(以下「外封筒」という。)に入れること。

5 提出期限までに提出書類が到着しない者及び入札参加資格を有すると認められない者は、入札に参加することができない。

(開札)

第7条 開札は、一般公開とする。

2 開札を行う日時及び場所は、公告で定める。

3 開札は、入札参加申請者のうち立会いを希望する者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、立会いを希望する者がいないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(仕様書等の掲示)

第8条 入札参加を希望する者に対する仕様書等は、ホームページにおいて掲示する。

(仕様書等に対する質問及び回答)

第9条 仕様書等に対する質問は、公告で定める質問先において公告で定める質問期限まで電子メールで受け付ける。

2 前項の質問に対する回答は、公告で定める回答期限までに質問者に対し電子メールにより回答するとともに、ホームページにおいて公表する。

(入札参加資格の確認等)

第10条 入札参加申請者のうち入札に参加する資格のない者への連絡は、公告で定める期限までに電話により行う。この場合において、第5条第1項の規定により入札参加申請と同時に行われた入札は、無効とする。

2 入札参加申請者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

(入札保証金)

第11条 入札保証金は、免除とする。

(予定価格の公表等)

第12条 予定価格は公表しない。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び入札単価規格別内訳表を中封筒に入れていない者
- (4) 中封筒に記入してある本業務名とは異なる業務名を記入してある入札書又は入札単価規格別内訳表を中封筒に入れている者
- (5) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載がある者
- (6) 1人で2以上の入札をした者
- (7) 佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (8) その他公告で定める事項に該当する者

(入札中止)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ったと認めるとき。
- (2) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (3) 業務委託の廃止又は変更の必要があると認めるとき。

(落札者の決定)

第15条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（次項において「最低価格入札者」という。）とする。

2 最低価格入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、本会が必要と認めるときは、地方自治法令（以下「令」という。）第167条の10又は令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定を準用して落札者を決定する。この場合において、落札となるべき入札をした者が2者以上あるときは、前項の規定を準用して、落札者を決定する。

4 令第167条の10又は令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定を適用する場合の手續に関し必要な事項は、別に定める。

(契約保証金)

第16条 契約保証金は、契約金額の100分の10（契約金額が1,000万円を超える

場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7)以上の金額とする。ただし、佐賀市財務規則第104条第2項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は、全額を免除、又は一部を減額する。

(入札結果の公表)

第17条 本業務名、入札額経過、落札業者名等は、落札決定の日から、ホームページにおいて公表する。

(その他)

第18条 提出書類についての説明会及び現場説明会は、実施しない。

2 本会は、提出書類について、特に必要があると認めたときは、説明を求めることができる。

3 提出書類の作成に要する費用は、入札参加を希望する者の負担とし、提出後の提出書類は返却しない。この場合において、本会は、当該提出書類の公表及び無断使用は行わないものとする。

4 入札参加を希望する者及び入札参加申請者は、仕様書等を熟知するとともに、この要領を遵守しなければならない。

附 則

1 この要領は、令和4年2月15日から施行する。